

令和6年6月11日

第4回 日南町議会定例会議案

日 南 町

報告第 1 号

令和 5 年度日南町繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、  
令和 5 年度日南町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり本議会に報告する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

日南町長 中村 英明

# 令和5年度 日南町繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額 (議会繰越承認額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	町債	その他	
総務費	総務管理費	1031 公共交通確保対策事業	8,081,000	6,640,000	0	0	0	0	6,640,000
		1053 税務総務一般管理事務	5,280,000	5,280,000	0	0	0	0	5,280,000
	戸籍住民 基本台帳費	1055 戸籍住民基本台帳一般事務	9,031,000	9,031,000	0	9,031,000	0	0	0
民生費	社会福祉費	1270 民生一般管理事務	5,150,000	5,150,000	0	5,150,000	0	0	0
衛生費	清掃費	1068 塵芥処理事業	42,029,000	22,371,270	0	0	22,300,000	0	71,270
農林水 産業費	農業費	1514 経営所得安定対策事業	34,100,000	32,836,024	0	0	24,800,000	0	8,036,024
		1110 農用地総合整備事業	15,190,000	15,190,000	0	9,392,600	0	0	5,797,400
		1114 国土調査事業	20,967,000	20,967,000	0	12,675,000	0	0	8,292,000
	林業費	1176 林業一般管理事務	5,700,000	5,700,000	0	0	0	0	5,700,000
		1178 町造林事業	68,275,000	65,440,095	0	0	0	0	65,440,095
		1183 森林保全総合対策事業	26,743,000	26,743,000	0	7,048,000	0	0	19,695,000
		1187 治山事業	69,260,000	69,260,000	0	24,980,000	42,000,000	0	2,280,000
1489 林道維持管理事業	18,807,000	18,807,000	0	6,756,000	0	0	12,051,000		
土木費	道路橋梁費	1118 道路維持管理事業	78,800,000	78,800,000	0	15,708,000	61,000,000	0	2,092,000
		1120 橋梁維持管理事業	40,000,000	40,000,000	0	16,009,581	22,900,000	0	1,090,419
	河川費	1121 河川総務一般管理事務	10,800,000	10,800,000	0	0	10,600,000	0	200,000
消防費	消防費	1042 消防施設整備管理事業	29,260,000	29,260,000	0	0	28,800,000	0	460,000
災害復 旧費	農林水産施 設災害復旧 費	1461 林道災害復旧事業	20,000,000	20,000,000	0	11,945,000	4,300,000	0	3,755,000
合 計				482,275,389	0	118,695,181	216,700,000	0	146,880,208

報告第2号

令和5年度日南町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度日南町簡易水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月11日提出

日南町長 中村 英明

令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	負担金(補償費)	自己資金			
1. 資本的支出	2. 固定資産購入費	日南町水道施設管理システム構築業務(その2)	5,676,000	5,676,000	5,676,000	0	1,961,000	0	3,715,000	0	0	台帳の電子化に期間を要するため
合計			5,676,000	5,676,000	5,676,000	0	1,961,000	0	3,715,000	0	0	

報告第3号

令和5年度日南町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度日南町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月11日提出

日南町長 中村 英明

令和5年度 日南町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	負担金(補償費)	自己資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	多里地区農業集落排水処理施設汚泥引抜ポンプ交換工事	315,700	315,700	315,700	0	0	0	315,700	0	0	製品調達に期間を要するため
合計			315,700	315,700	315,700	0	0	0	315,700	0	0	

# 令和5年度 日南町繰越明許費繰越計算書（報告第1号 参考資料）

【一般会計】

（単位：千円）

款	項	事業名	詳細事業名	金額 (議会議決)	金額 (実績越額)	支出 負担 行為	契約日または 見込日	完了予定日
2 総務費	1 総務管理費	1031 公共交通確保対策事業	町営バス小型車両購入事業	8,081	6,640	○	R6.3.10	R6.9.30
2 総務費	2 徴税費	1053 税務総務一般管理事務	定額減税対応に伴う調整給付金にかかるシステム改修業務委託 1,980千円 定額減税に伴う個人住民税システム対応業務委託 3,300千円	5,280	5,280	○	R6.3.28	R6.12
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1055 戸籍住民基本台帳一般事務	戸籍住基システム改修費委託料	9,031	9,031	○	R6.3.18	R7.3
3 民生費	1 社会福祉費	1270 民生一般管理事務	低所得者等支援給付金	5,150	5,150	×	R6.4	R7.3
4 衛生費	2 清掃費	1068 塵芥処理事業	清掃センター修繕工事	42,029	22,372	○	R5.12.22	R6.11.29
6 農業水産業費	1 農業費	1146 21世紀水田農業確立対策事業	がんばる農家プラン事業	4,995	0	○	R5.10.5	R6.3.31
6 農業水産業費	1 農業費	1514 経営所得安定対策事業	県営基盤整備事業負担金	34,100	32,836	×	R6.4	R7.3
6 農林水産業費	1 農業費	1110 農用地総合整備事業	県営土地改良事業印賀地区換地計画関係業務 7,190千円 防災重点ため池廃止工事 8,000千円	15,190	15,190	○	R5.10.10	R6.11.30
6 農林水産業費	1 農業費	1114 国土調査事業	地籍調査事業	20,967	20,967	○	R6.3.28	R7.1.24

款	項	事業名	詳細事業名	金額 (議会議決)	金額 (実績越額)	支出 負担 行為	契約日または 見込日	完了予定日
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	1176 林業一般管理事務	オロチ建物等修繕補助金	5,700	5,700	○	R6.4	R6.6
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	1178 町造林事業	町有林皆伐・地拵え事業 65,275千円 Jクレジット取得に係る妥当性確認、検証費 3,000千円	68,275	65,440	○	R5.7.27	R6.9
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	1183 森林保全総合対策事業	民有林新植経費補助金 19,694千円 美しい森林づくり基盤整備交付金 7,049千円	26,743	26,743	○	R5.4.3	R7.3
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	1187 治山事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業（つるぎ会館） 35,000千円 単県斜面崩壊復旧工事 21,260千円 流路工整備事業 13,000千円	69,260	69,260	○	R5.8.21	R6.9.24
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	1489 林道維持管理事業	大草山線路肩修繕工事 5,000千円 林道窓山線（木戸ノ脇橋）外橋梁修繕工事 13,807千円	18,807	18,807	○	R5.12.26	R6.10
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	1118 道路維持管理事業	法面対策事業 33,200千円 舗装修繕 25,900千円 路肩修繕 19,700千円	78,800	78,800	○	R5.12.27	R6.12.27
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	1119 道路新設改良事業	道路新設改良事業	5,800	0	○	R6.1.19	R6.3.27
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	1120 橋梁維持管理事業	橋梁修繕事業	40,000	40,000	○	R5.11.10	R6.6.20
8 土 木 費	3 河 川 費	1121 河川総務一般管理事務	堂原川護岸修繕事業	10,800	10,800	○	R5.8.23	R7.3.25

款	項	事業名	詳細事業名	金額 (議会議決)	金額 (実績越額)	支出 負担 行為	契約日または 見込日	完了予定日
9 消 防 費	1 消 防 費	1042 消防施設整備管理事業	消防ポンプ自動車購入	29,260	29,260	○	R5.9.7	R6.12.27
9 消 防 費	1 消 防 費	1044 防災対策事業	町道木谷線危険木事前伐採業務	2,450	0	○	R6.1.31	R6.3.27
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1461 林道災害復旧事業	林道災害復旧事業	20,000	20,000	○	R6.4.18	R6.9.13
				520,718	482,276			

## 令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算繰越計算書（報告第2号 参考資料）

（単位：千円）

款	項	目	詳細事業名	契約額	金額 (実績越額)	支出 負担 行為	契約日または 見込日	完了予定日
1 資 本 的 支 出	2 固 定 資 産 購 入 費	無 形 固 定 資 産 購 入	日南町水道施設管理システム構築業務（その2）	5,676	5,676	○	R6.2.22	R7.3.7

## 令和5年度 日南町下水道事業会計予算繰越計算書（報告第3号 参考資料）

（単位：千円）

款	項	目	詳細事業名	契約額	金額 (実績越額)	支出 負担 行為	契約日または 見込日	完了予定日
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	処 理 場 建 設 改 良 費	多里地区農業集落排水処理施設汚泥引抜ポンプ交換工事	316	316	○	R6.3.11	R6.5.31

議案第61号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、鳥取県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することに関し協議することについて、同法第291条の11の規定により本議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出

日南町長 中村 英明

## 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約（案）

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鳥取県指令第200600154870号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第62号

日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり、日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出

日南町長 中村 英明

日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年日南町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 第5条各号に定める事業によるサービスの提供を受ける者は、次に掲げる額の範囲内であらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が別に定める利用料金を納入しなければならない。ただし、老人福祉法の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>介護福祉施設サービスの提供を受けた者</u></p> <p>ア <u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護法」という。)第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</u></p> <p>イ <u>介護法第51条の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額</u></p> <p>ウ <u>介護法第51条の3第2項第2号の厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>短期入所生活介護サービスを受けた者</u></p> <p>ア <u>介護法第41条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</u></p> <p>イ <u>介護法第51条の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額</u></p> <p>ウ <u>介護法第51条の3第2項第2号の厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額</u></p> <p>(3) <u>介護予防短期入所生活介護サービスを受けた者</u></p> <p>ア <u>介護法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 第5条各号に定める事業によるサービスの提供を受ける者は、<u>介護保険法の規定により算出した使用料を支払わなければならない。</u></p> <p>ただし、老人福祉法の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>イ <u>介護法第61条の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額</u></p> <p>ウ <u>介護法第61条の3第2項第2号の厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額</u></p> <p>2 <u>前項に掲げるもののほか、</u> <u>ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額、及び通所介護に係る居宅サービスの提供を行うことに伴い必要となる費用の額であって、当該利用者に負担させることが適当と認められる額を支払わなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 <u>前項に定める使用料において、</u> <u>ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額、及び通所介護に係る居宅サービスの提供を行うことに伴い必要となる費用の額として、別表に定める額を支払わなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表(第7条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住費</td> <td><u>介護福祉施設サービス</u></td> <td><u>1室1日の負担限度額</u> <u>1,970円</u></td> </tr> <tr> <td><u>短期入所生活介護に係る居宅サービス</u></td> <td><u>1室1日の負担限度額</u> <u>1,970円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>給食サービス料(施設・短期入所)</u></td> <td><u>1人1日の負担限度額</u> <u>基準費用額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>給食サービス料(デイサービス)</u></td> <td><u>1人1食の負担限度額</u> <u>750円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>上記の基準費用額は、厚生労働省の告示する介護報酬の基準費用額(食費)に定める額を徴収する。</u></p>	区分		金額	居住費	<u>介護福祉施設サービス</u>	<u>1室1日の負担限度額</u> <u>1,970円</u>	<u>短期入所生活介護に係る居宅サービス</u>	<u>1室1日の負担限度額</u> <u>1,970円</u>	<u>給食サービス料(施設・短期入所)</u>		<u>1人1日の負担限度額</u> <u>基準費用額</u>	<u>給食サービス料(デイサービス)</u>		<u>1人1食の負担限度額</u> <u>750円</u>
区分		金額													
居住費	<u>介護福祉施設サービス</u>	<u>1室1日の負担限度額</u> <u>1,970円</u>													
	<u>短期入所生活介護に係る居宅サービス</u>	<u>1室1日の負担限度額</u> <u>1,970円</u>													
<u>給食サービス料(施設・短期入所)</u>		<u>1人1日の負担限度額</u> <u>基準費用額</u>													
<u>給食サービス料(デイサービス)</u>		<u>1人1食の負担限度額</u> <u>750円</u>													

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

第2条 日南町認知症グループホームの設置及び管理に関する条例（平成22年日南町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 第5条各号に定める事業によるサービスの提供を受ける者は、<u>次に掲げる額の範囲内であらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が別に定める使用料を支払わなければならない。</u>ただし、老人福祉法の措置による利用については、この限りではない。</p> <p>(1) <u>介護保険法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>介護保険法第54条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</u></p> <p>(3) <u>グループホームでの日常生活に要する費用</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 第5条各号に定める事業によるサービスの提供を受ける者は、<u>介護保険法の規定により算出した使用料を支払わなければならない。</u></p> <p>ただし、老人福祉法の措置による利用については、この限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

として、次に掲げるものの費用の額

ア 家賃

イ 食材料費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、当該利用者に負担させることが適当と認められる費用の額

2・3 (略)

附 則

(削る)

2・3 (略)

附 則

別表(第7条関係)

区分	金額
居住費	日額 1,430 円
給食サービス料(施設・短期入所)	1人1日の負担限度額基準費用額

備考

1 上記に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。

2 上記の基準費用額は、厚生労働省の告示する介護報酬の基準費用額(食費)に定める額を徴収する。

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲われた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

## 令和6年度日南町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度日南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,949,813千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月11日提出

鳥取県 日南町長 中村英明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		451,021	△14,009	437,012
	1 町民税	142,712	△14,009	128,703
14 国庫支出金		415,611	71,398	487,009
	1 国庫負担金	190,095	11,333	201,428
	2 国庫補助金	224,401	60,065	284,466
15 県支出金		870,688	10,305	880,993
	1 県負担金	93,851	1,767	95,618
	2 県補助金	685,477	150	685,627
	3 委託金	91,360	8,388	99,748
18 繰入金		412,861	24,362	437,223
	2 基金繰入金	412,861	24,362	437,223
20 諸収入		253,984	1,410	255,394
	7 雑入	46,061	1,410	47,471
21 町債		519,000	2,700	521,700
	1 町債	519,000	2,700	521,700
歳入	合計	6,853,647	96,166	6,949,813

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,199,824	37,682	1,237,506
	1 総務管理費	1,143,420	4,598	1,148,018
	2 徴税費	28,884	33,084	61,968
3 民生費		999,975	27,837	1,027,812
	1 社会福祉費	698,560	12,972	711,532
	2 児童福祉費	227,060	14,865	241,925
4 衛生費		1,054,395	1,754	1,056,149
	1 保健衛生費	337,338	1,754	339,092
6 農林水産業費		1,327,556	27,588	1,355,144
	1 農業費	952,260	8,388	960,648
	2 林業費	375,296	19,200	394,496
10 教育費		404,942	1,305	406,247
	1 教育総務費	131,661	359	132,020
	3 中学校費	25,481	692	26,173
	5 社会教育費	154,156	254	154,410
歳 出	合 計	6,853,647	96,166	6,949,813

## 第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	266,800	証書借入又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	269,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

**令和6年度日南町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	451,021	△14,009	437,012
14 国庫支出金	415,611	71,398	487,009
15 県支出金	870,688	10,305	880,993
18 繰入金	412,861	24,362	437,223
20 諸収入	253,984	1,410	255,394
21 町債	519,000	2,700	521,700
歳入合計	6,853,647	96,166	6,949,813

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,199,824	37,682	1,237,506	33,084			4,598
3 民生費	999,975	27,837	1,027,812	26,072			1,765
4 衛生費	1,054,395	1,754	1,056,149	150		1,410	194
6 農林水産業費	1,327,556	27,588	1,355,144	8,388	2,700		16,500
10 教育費	404,942	1,305	406,247				1,305
歳 出 合 計	6,853,647	96,166	6,949,813	67,694	2,700	1,410	24,362

## 2 歳入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	125,443	△14,009	111,434	1 現年課税分	△14,009	所得割 △14,009
計	142,712	△14,009	128,703			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

3 民生費国庫負担金	189,770	11,333	201,103	2 児童福祉費負担金	11,333	児童手当給付費負担金 11,333
計	190,095	11,333	201,428			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 総務費国庫補助金	31,157	47,093	78,250	1 総務管理費補助金	47,093	定額減税国庫補助金 47,093
3 民生費国庫補助金	9,664	12,972	22,636	1 社会福祉費補助金	12,972	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 12,972
計	224,401	60,065	284,466			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

3 民生費県負担金	93,778	1,767	95,545	2 児童福祉費負担金	1,767	児童手当給付費負担金 1,767
計	93,851	1,767	95,618			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

4 衛生費県補助金	3,199	150	3,349	1 保健衛生費補助金	150	所有者のいない猫対策推進費補助金 150
計	685,477	150	685,627			

## (款) 15 県支出金

## (項) 3 委託金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 農林水産業費委託金	1,545	8,388	9,933	1 農業費委託金	8,388	県営基盤整備事業委託金 8,388
計	91,360	8,388	99,748			

## (款) 18 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	393,638	24,362	418,000	1 財政調整基金繰入金	24,362	財政調整基金繰入金 24,362
計	412,861	24,362	437,223			

## (款) 20 諸収入

## (項) 7 雑入

5 雑入	46,061	1,410	47,471	16 後期高齢者医療広域連 合受入金	1,410	後期高齢者一体的実施受託事業受入金 1,410
計	46,061	1,410	47,471			

## (款) 21 町債

## (項) 1 町債

12 過疎債	417,600	2,700	420,300	1 過疎債	2,700	過疎対策事業債 2,700
計	519,000	2,700	521,700			

## 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 文書広報費	9,240	348	9,588				348	10 需用費	130	文書管理事務	198
								11 役務費	198	広報公聴事業	150
								13 使用料及び賃借料	20		
7 企画費	101,230	4,400	105,630				4,400	12 委託料	4,400	企画一般管理事務	4,400
10 諸費	230,692	△150	230,542				△150	10 需用費	△150	タウンズネット管理運営事務	△150
計	1,143,420	4,598	1,148,018				4,598				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	28,884	33,084	61,968	33,084				11 役務費	84	税務総務一般管理事務	33,084
								19 扶助費	33,000		
計	28,884	33,084	61,968	33,084							

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	326,024	12,972	338,996	12,972				10 需用費	17	民生一般管理事務(福祉保健課)	12,972
								11 役務費	55		
								12 委託料	1,650		
								19 扶助費	11,250		
計	698,560	12,972	711,532	12,972							

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	97,398	14,865	112,263	13,100			1,765	11 役務費	37	児童手当支給事務	14,865
								12 委託料	2,398		
								19 扶助費	12,430		
計	227,060	14,865	241,925	13,100			1,765				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	60,850	44	60,894				44	26 公課費	44	健康福祉センター管理運営事務	44
2 予防費	27,300	300	27,600	150			150	18 負担金補助及び交付金	300	予防衛生一般事業	300
3 健康対策費	28,579	1,410	29,989			1,410		1 報酬	88	健康増進事業	1,410
								8 旅費	40		
								10 需用費	49		
								11 役務費	1		
								12 委託料	1,232		
計	337,338	1,754	339,092	150		1,410	194				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5 農地費	237,912	8,388	246,300	8,388				7 報償費	63	農用地総合整備事業	8,388
								10 需用費	94		
								11 役務費	141		
								12 委託料	8,030		
								13 使用料及び賃借料	60		
計	952,260	8,388	960,648	8,388							

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業総務費	18,234	2,700	20,934		2,700			18 負担金補助及び交付金	2,700	林業一般管理事務	2,700
2 林業振興費	323,882	16,500	340,382				16,500	16 公有財産購入費	16,500	町造林事業	16,500
計	375,296	19,200	394,496		2,700		16,500				

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	112,472	359	112,831				359	17 備品購入費	359	外国語教育推進事業	359
計	131,661	359	132,020				359				

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	14,676	606	15,282				606	1 報酬	606	学校管理運営事務	606
2 教育振興費	10,805	86	10,891				86	11 役務費	86	学習指導事務	86
計	25,481	692	26,173				692				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

5 美術館費	22,967	254	23,221				254	11 役務費	254	美術館管理運営事務	254
計	154,156	254	154,410				254				

## 補正予算給与費明細書

## 1. 会計年度任用職員

## (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0(2)	694	0	0	694	0	694	
補正前の額	46(103)	66,992	103,412	52,913	223,317	41,508	264,825	
合 計	46(105)	67,686	103,412	52,913	224,011	41,508	265,519	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額	0	0	0	0	0	0	0
	補正前の額	0	358	3,191	0	26,551	22,813	0
	合 計	0	358	3,191	0	26,551	22,813	0
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	管理職特別勤務手当	特殊勤務手当			計
	補 正 額	0	0	0	0			0
	補正前の額	0	0	0	0			52,913
	合 計	0	0	0	0			52,913

※ ( ) 内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の人数を別掲

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	694	1. その他の増減分	(1) その他の増減	

(B表)

## 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	7,724,011	7,672,907	[2,700] 503,000	799,950	[2,700] 7,375,957
① 土 木	135,311	196,089	40,000	13,647	222,442
② 衛 生	8,897	4,558	0	1,128	3,430
③ 農 林 水 産	0	0	0	0	0
④ 公 有 林	1,107	0	0	0	0
⑤ 防 災	518,961	553,563	35,400	15,367	573,596
⑥ 学 校	6,961	0	0	0	0
⑦ 過 疎	5,465,143	5,336,469	[2,700] 266,800	576,766	[2,700] 5,026,503
⑧ 過疎地域持続的発展	791,702	848,594	150,800	88,179	911,215
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	795,929	733,634	10,000	104,863	638,771
⑫ 総 務	0	0	0	0	0

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額、補正額	当該年度中元金償還見込額	
2. 災害復旧債	219,870	199,068	16,000	25,755	189,313
① 土 木	216,870	190,232	11,500	25,388	176,344
② 農 林 水 産	3,000	8,836	4,500	367	12,969
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			2,700		2,700
補 正 前 の 額			519,000	825,705	7,565,270
合 計	7,943,881	7,871,975	521,700	825,705	7,567,970

議案第64号

## 令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,396千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619,413千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		487,133	△7,498	479,635
	3 県負担金・補助金	487,133	△7,498	479,635
8 繰入金		61,973	△10,898	51,075
	2 基金繰入金	18,454	△10,898	7,556
歳入	合計	637,809	△18,396	619,413

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国民健康保険事業費納付金		136,414	△18,396	118,018
	1 医療給付費分	94,674	△17,136	77,538
	2 後期高齢者支援金等分	34,148	△2,306	31,842
	3 介護納付金分	7,592	1,046	8,638
歳 出	合 計	637,809	△18,396	619,413



**令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	487,133	△7,498	479,635
8 繰入金	61,973	△10,898	51,075
歳入合計	637,809	△18,396	619,413

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12 国民健康保険事業費納付金	136,414	△18,396	118,018	△7,498		△10,898	
歳出合計	637,809	△18,396	619,413	△7,498		△10,898	

## 2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	487,133	△7,498	479,635	2 保険給付費等交付金 (特別交付金)	△7,498	特別調整交付金分 (市町村分) △7,498
計	487,133	△7,498	479,635			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金繰入金	18,454	△10,898	7,556	1 国保財政調整基金繰入金	△10,898	国保財政調整基金繰入金 △10,898
計	18,454	△10,898	7,556			

### 3 歳 出

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般被保険者医療給付費分	94,674	△17,136	77,538	△7,498		△9,638		18 負担金補助及び交付金	△17,136	一般被保険者医療給付費分 △17,136
計	94,674	△17,136	77,538	△7,498		△9,638				

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	34,148	△2,306	31,842			△2,306		18 負担金補助及び交付金	△2,306	一般被保険者後期高齢者支援金等分 △2,306
計	34,148	△2,306	31,842			△2,306				

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 一般被保険者介護納付金分	7,592	1,046	8,638			1,046		18 負担金補助及び交付金	1,046	一般被保険者介護納付金分 1,046
計	7,592	1,046	8,638			1,046				

議案第65号

## 令和6年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度日南町の簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）	
第1款 簡易水道事業費用	139,506千円	2,560千円	142,066千円	
第1項 営業費用	130,941千円	2,560千円	133,501千円	

令和6年6月11日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明



## 予算に関する説明書

1. 令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 ..... (1)
2. 令和6年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 ..... (2)

### 参考資料

- ①令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 ..... (3)

1 (簡易水道事業会計)

令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 (補正第1号)

〈 収益的支出 〉

支 出

(単位：千円) ※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道事業費用			139,506	2,560	142,066
	1. 営業費用		130,941	2,560	133,501
		2. 配水及び給水費	5,448	2,560	8,008

令和6年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（補正第1号）  
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	35,030	△ 2,560	32,470
2 減価償却費	90,949	0	90,949
3 資産減耗費	500	0	500
4 長期前受金戻入額	△ 60,192	0	△ 60,192
5 賞与引当金の増加額	2	0	2
6 法定福利費引当金の増加額	8	0	8
7 受取利息及び受取配当金	△ 5	0	△ 5
8 支払利息	5,205	0	5,205
9 未収金の増加額（△は増加）	0	0	0
10 未払金の増加額（△は減少）	0	0	0
小計	71,497	△ 2,560	68,937
11 受取利息及び受取配当金	5	0	5
12 支払利息	△ 5,205	0	△ 5,205
業務活動によるキャッシュ・フロー	66,297	△ 2,560	63,737
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の取得又は改良による支出	△ 13,782	0	△ 13,782
2 固定資産取得又は改良のための交付金収入	1,783	0	1,783
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,999	0	△ 11,999
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行	6,400	0	6,400
2 企業債の償還	△ 80,500	0	△ 80,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 74,100	0	△ 74,100
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 19,802	△ 2,560	△ 22,362
V 現金及び現金同等物の期首残高	56,236	0	56,236
VI 現金及び現金同等物の期末残高	36,434	△ 2,560	33,874

3(簡易水道事業会計)

(参考資料①)

令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 (補正第1号)

〈 収益的支出 〉

支 出

(単位：千円) ※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 簡易水道事業費用	139,506	2,560	142,066			
1. 営業費用	130,941	2,560	133,501			
2. 配水及び給水費	5,448	2,560	8,008			
				修繕費	2,560	【中石見】断水対応仮設設備

令和6年6月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

一	一般会計		
	地域づくり推進課	・・・	1
	住民課	・・・	1
	福祉保健課	・・・	3
	農林課	・・・	5
	建設課	・・・	6
国	保特会	・・・	7
簡	水会計	・・・	9

## 令和6年度 一般会計補正予算(第2号)説明資料

### 02 款 総務費

#### 01 項 総務管理費

地域づくり推進課

#### 07 目 企画費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1011 企画一般管理事務	補正前の額	50,018	5,000	5,000	1,762	38,256	
	補正額	4,400	0	0	0	4,400	
	補正後の額	54,418	5,000	5,000	1,762	42,656	
<p>○ 事業説明 日南町中心地域整備計画を策定するにあたり、町民誰もが分かりやすくイメージしてもらうために、計画に沿った中心地域をメタバース上に構築する。</p> <p>○ 執行経費 委託料 日南町中心地域整備計画グラフィック作成委託料 <span style="float: right;">4,400 千円</span></p>							

### 02 款 総務費

#### 02 項 徴税費

住民課

#### 01 目 税務総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源					
1053 税務総務一般管理事務	補正前の額	28,884	5,730	0	48	23,106					
	補正額	33,084	33,084	0	0	0					
	補正後の額	61,968	38,814	0	48	23,106					
<p>○ 事業説明 令和6年度実施する定額減税に伴って、減税しきれないと見込まれる方には、調整給付金として税額控除不足額分を給付するもの なお、定額減税によって減少する税収部分の約1,400万円は、全額国庫により補填される見込み  (今後のスケジュール(予定)) 6月14日 : 個人住民税納税通知書発送 6月18日 : 本事業予算議決 7月上旬 : 対象者への支給要件確認書発送 → 返送 7月中旬 : 調整給付金支給</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>定額減税対象者数</td> <td style="text-align: right;">1,617人</td> </tr> <tr> <td>調整給付金対象者数</td> <td style="text-align: right;">762人</td> </tr> </table> <p>○ 執行経費 役務費(振込手数料) <span style="float: right;">84 千円</span> 扶助費 <span style="float: right;">33,000 千円</span></p> <p>○ 財源 定額減税国庫補助金(補助率10/10) <span style="float: right;">33,084 千円</span></p>								定額減税対象者数	1,617人	調整給付金対象者数	762人
定額減税対象者数	1,617人										
調整給付金対象者数	762人										

# 令和6年度 一般会計補正予算(第2号)説明資料

03 款 民 生 費

02 項 児童福祉費

01 目 児童福祉総務費

住 民 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1066 児童手当支給事務	補正前の額	27,654	23,307	0	0	4,347	
	補 正 額	14,865	13,100	0	0	1,765	
	補正後の額	42,519	36,407	0	0	6,112	

○ 事業説明

- ・ 児童手当制度改正 (R6年10月～) によるシステム改修と対象者拡大による増額

現 状		⇒	改正後	
0～2歳	1万5千円		1万5千円	
3歳～ 小学生	1万円		1万円	第3子以降 1万5千円
中学生	1万円		第3子以降 3万円	
高校生	なし		所得制限なし	
所得制限あり				

○ (今後のスケジュール予定)

- 7月～8月 : システム改修
- 8月上旬 : 広報開始
- 8月上旬 : 申請書送付 → 受付
- 10月分～ : 支給開始 (対象者拡大数 (見込) 50人)

○ 執行経費

- ・ 扶助費 12,430 千円
- ・ 郵券料 37 千円
- ・ 委託料 (システム改修費) 2,398 千円

財 源

- ・ 児童手当給付費国庫負担金 11,333 千円  
(補助率: 扶助費 2/3～37/45、郵券料・委託料 10/10)
- ・ 児童手当給付費県負担金 1,767 千円  
(補助率: 扶助費 4/45～1/6)



## 令和6年度 一般会計補正予算(第2号)説明資料

### 04 款 衛 生 費

#### 01 項 保健衛生費

福祉保健課

#### 02 目 予 防 費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1298 予防衛生一般事業	補正前の額	27,300	729	0	1,306	25,265	
	補正額	300	150	0	0	150	
	補正後の額	27,600	879	0	1,306	25,415	
<p>○ 事業説明 この度、鳥取県で「飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院制度」が創設され、日南町生山にあるふじい動物診療所が県内で初めて、連携病院の指定を受けた。連携病院となれば、不妊去勢手術が10,000円以内でできるため、令和5年度まで補助率1/2(上限10,000円)で行っていたところを、補助率を外し補助率10/10(上限10,000円)にすることで、申請者が負担なく、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を受けることができるようにする。</p> <p>○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">300千円</span> 必要経費の算出根拠: @10千円×30頭分=300千円(県1/2、町1/2) ※当初予算で6頭分予算措置済み(計36頭分)</p> <p>○ 財 源 ・飼い主のいない猫対策推進費補助金(県1/2) <span style="float: right;">150千円</span></p>							

### 04 款 衛 生 費

#### 01 項 保健衛生費

福祉保健課

#### 03 目 健康対策費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1304 健康増進事業	補正前の額	3,520	764	0	0	2,756	
	補正額	1,410	0	0	1,410	0	
	補正後の額	4,930	764	0	1,410	2,756	
<p>○ 事業説明 健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康保険法が改正(令和元年5月)され、鳥取県も全市町村が保健事業と介護予防の一体的事業に取り組むこととなった。本町も本事業の実施に向けて後期高齢者医療広域連合会と事業内容の組立てを行い、①個別支援(低栄養防止、服薬指導、健康状態不明者対策等)約50名、②通いの場への積極的な関与(健康教育・相談、フレイル状態の把握、環境づくり)を実施することとした。</p> <p>○ 執行経費 <span style="float: right;">計 1,410千円</span>            ・報酬(管理栄養士1名) <span style="float: right;">88千円</span>            ・旅費(管理栄養士1名) <span style="float: right;">40千円</span>            ・需用費(消耗品等) <span style="float: right;">49千円</span>            ・役務費(郵券) <span style="float: right;">1千円</span>            ・委託料 <span style="float: right;">1,232千円</span>            (介護保険主治医意見書データ入力・集計・分析 732千円)            (認知症予防のための運動内容作成委託 165千円)            (認知症予防のための運動動画撮影委託 335千円)</p> <p>○ 財 源 ・後期高齢一体的実施受託事業受入金(10/10) <span style="float: right;">1,410千円</span></p>							

## 令和6年度 一般会計補正予算(第2号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

01 目 林業総務費

農林課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1176 林業一般管理事務	補正前の額	18,234	2,250	0	100	15,884	
	補正額	2,700	0	2,700	0	0	
	補正後の額	20,934	2,250	2,700	100	15,884	
<p>○ 事業説明</p> <p>オロチのLVL工場については、昨年度、ドライヤー、プレス機部分に地盤沈下が生じ修繕したところであるが、このたび、プレス機部分に連結した搬入コンベアにおいても地盤沈下が判明した。今後の事業経営に支障を来すことから、事業者に対して土地・建物の所有者である町が修繕に要する経費を補助するもの。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>オロチ建物等修繕補助金（地盤沈下修繕） 2,700 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>過疎債（ハード） 2,700 千円</p>							

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

02 目 林業振興費

農林課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1178 町造林事業	補正前の額	128,145	47,342	0	80,803	0	
	補正額	16,500	0	0	0	16,500	
	補正後の額	144,645	47,342	0	80,803	16,500	
<p>○ 事業説明</p> <p>Jクレジットの新規取得にむけて手続きを進めているが、取得までにはもうしばらく時間を要する見込みである。引き続き企業からの需要はあるため森林組合から購入を行う。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>公有財産購入費 16,500 千円</p> <p>5,500円（トン）×3,000トン=16,500,000円</p>							

## 令和6年度 一般会計補正予算(第2号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

05 目 農地費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1110 農用地総合整備事業	補正前の額	1,768	1,522	0	0	246	
	補正額	8,388	8,388	0	0	0	
	補正後の額	10,156	9,910	0	0	246	

○ 事業説明

- ・ 県営土地改良事業換地計画関係業務の整備計画見直しに伴う増額補正

白谷地区 整備計画範囲の見直しに伴い、確定測量等を前倒して実施することとなったため増額  
事業費 当初予算724千円→今回補正7,916千円 計8,640千円

折渡地区 整備計画範囲の見直しに伴い、分筆登記等の作業が必要となったため増額  
事業費 当初予算798千円→今回補正472千円 計1,270千円

○ 執行経費

- ・ 報償費 実施見込額 230千円－既計上額 167千円 63千円
- ・ 需用費 実施見込額 169千円－既計上額 75千円 94千円
- ・ 役務費 実施見込額 281千円－既計上額 140千円 141千円
- ・ 委託料 実施見込額 9,030千円－既計上額 1,000千円 8,030千円
- ・ 使用料及び賃借料 実施見込額 200千円－既計上額 140千円 60千円

○ 財源

【県支出金】

- ・ 県営基盤整備事業委託金（補助率10/10） 8,388千円  
実施見込額 9,910千円－既計上限1,522千円

# 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）説明資料

## 12 款 国民健康保険事業費納付金

### 01 項 医療給付費分

住 民 課

#### 01 目 一般被保険者医療給付費分

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1559 一般被保険者 医療給付費分	補正前の額	94,674	7,498	0	64,453	22,723	
	補正額	△ 17,136	△ 7,498	0	△ 9,638	0	
	補正後の額	77,538	0	0	54,815	22,723	

- 事業説明
  - ・国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う減額
- 執行経費
  - 負担金補助及び交付金 △ 17,136 千円
- 財 源
  - 国民健康保険税（後期支援分） 1,400 千円
  - 国民健康保険税（介護納付分） △ 140 千円
  - 基金繰入金 △ 10,898 千円
    - （県）県繰入金（2号分） △ 1,699 千円
    - （県）保険給付費等交付金（特別交付金）特別調整交付金分（市町村分） △ 5,799 千円

## 12 款 国民健康保険事業費納付金

### 02 項 後期高齢者支援金等分

住 民 課

#### 01 目 一般被保険者後期高齢者支援金等分

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1561 一般被保険者 後期高齢者支 援金等分	補正前の額	34,148	0	0	26,567	7,581	
	補正額	△ 2,306	0	0	△ 2,306	0	
	補正後の額	31,842	0	0	24,261	7,581	

- 事業説明
  - ・国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う減額
- 執行経費
  - 負担金補助及び交付金 △ 2,306 千円
- 財 源
  - 国民健康保険税（後期支援分） △ 2,306 千円

## 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）説明資料

12 款 国民健康保険事業費納付金

03 項 介護納付金分

01 目 一般被保険者介護納付金分

住 民 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1564 一般被保険者 介護納付金	補正前の額	7,592	0	0	5,996	1,596	
	補 正 額	1,046	0	0	1,046	0	
	補正後の額	8,638	0	0	7,042	1,596	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業説明                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う増額</li> </ul> </li>   <li>○ 執行経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">1,046 千円</span></li> </ul> </li>   <li>○ 財 源                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税（後期支援分） <span style="float: right;">906 千円</span></li> <li>国民健康保険税（介護納付分） <span style="float: right;">140 千円</span></li> </ul> </li> </ul>							

# 令和6年度 簡易水道事業会計（収益的収支）補正予算（第1号）説明資料

## 1 款 簡易水道事業費用

### 1 項 営業費用

建設課

#### 2 目 配水及び給水費

（単位：千円）

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
配水及び給水費	補正前の額	5,448	0	0	0	5,448	
	補正額	2,560	0	0	0	2,560	
	補正後の額	8,008	0	0	0	8,008	
<p>○ 事業説明 緊急修繕費（中石見断水仮設設備）の増額</p> <p>○ 執行経費 修繕費</p>							2,560 千円